

令和3年度 四国中央市 一般会計補正予算（第1号）の概要

新型コロナウイルス感染症の第3波が到来し、本県でも特別警戒が最近まで続くなど、感染収束の見通しはいまだ立たず、本市においてもクラスター発生の深刻な事例が起きるなど予断を許さない状況が続いていることから、市民生活や地域経済への影響拡大が強く危惧されています。

本市では、これらの状況を踏まえ、改めて多面的な追加の支援策を実行に移すべく、国県の財源はもとより、有事に備えて堅持してきた独自財源である財政調整基金を積極的に活用した追加補正予算案を編成し、3月議会に追加提案するものです。

1 補正予算の規模

8億1,900万円（補正後予算額 376億6,900万円）

【歳入】 財政調整基金繰入金 4億6,000万円、国・県支出金 1億218万円
商品券販売収入 2億5,500万円 など

2 補正予算の概要

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、更なる対策事業として次のとおり予算化します。

I 地域経済、伝統産業への支援 4億7,832万円

新規・市独自(1)	小売店等応援商品券事業【産業支援課】	4億4,632万円
新規・市独自(2)	伝統産業等づくり手支援金給付事業【産業支援課】	3,200万円

II 医療機関への支援 1億円

新規・市独自(3)	医療機関感染対策等支援事業【保健推進課】	1億円
-----------	----------------------	-----

III 福祉施設への支援 1億1,027万円

新規・市独自(4)	介護サービス等事業経営維持応援金給付事業【高齢介護課・生活福祉課】	6,770万円
新規・市独自(5)	感染症発生の場合における介護サービス等継続支援金支給事業【高齢介護課・生活福祉課】	400万円
新規・市独自(6)	児童福祉施設等従事者慰労金給付事業【こども課】	2,434万円
国県補助(7)	市内児童福祉施設等における感染症対策物品の購入、整備等に係る補助【こども課】	1,423万円

IV 子育て世帯への支援 1億1,277万円

国補助(8)	子育て世帯生活支援特別給付金【こども課】	9,247万円
市独自(9)	子育て応援商品券事業継続支給【こども課】	2,030万円

V その他 1,764万円

市独自(10)	緊急地域雇用維持助成金【産業支援課】	550万円
市独自(11)	救急搬送時の感染防止対策資機材【警防課】	758万円 など

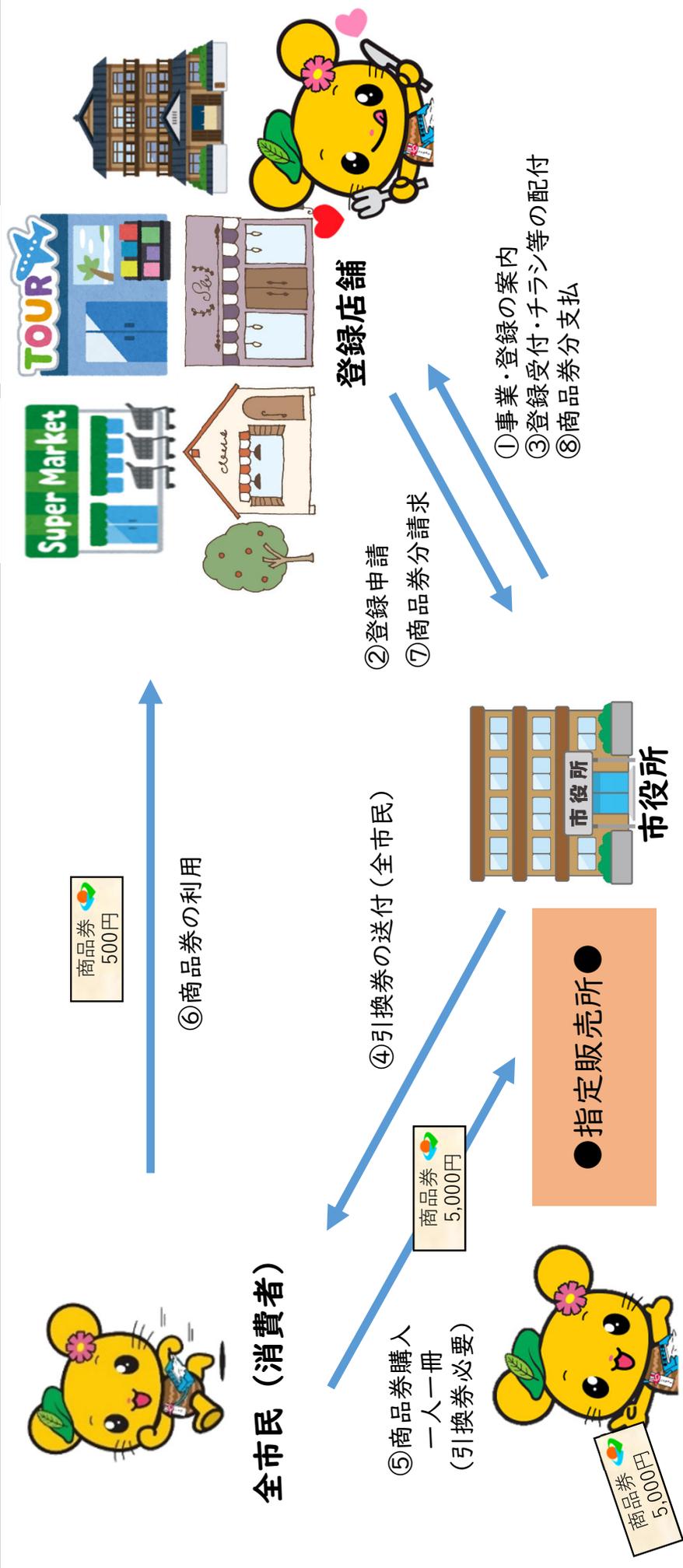
1. 小売店等応援商品券事業

1. 担当課	経済部 産業支援課
2. 事業目的	コロナ禍による地域経済の停滞により、消費が大きく落ち込む中、全市民に向けてプレミアム付商品券を販売し、市内の消費を喚起・下支えすることで、小売店をはじめ、飲食店などのあらゆる店舗に活気を与える。
3. 事業費総額	4億4,632万円
4. 事業費内訳	プレミアム付商品券発行額 4億2,500万円 印刷代、郵送料、商品券販売委託料など事務費 2,132万円 (財源…プレミアム付商品券販売収入 2億5,500万円ほか)
5. 事業内容	○ 商品券購入 額面5,000円、購入価格3,000円(プレミアム2,000円)の商品券が引換券(全市民に送付)により市民1人につき1冊購入できる。 ○ 商品券利用(要:事前登録) ・小型店・飲食店のみ 3,000円 ・登録店舗全店(大型店含む) 2,000円
6. 対象者	・商品券購入、使用…全市民(令和3年4月30日時点) ・商品券使用店舗……小売店、飲食店ほか各種店舗(要:事前登録)
7. 事業実施期間 (申請受付期間)	令和3年5月～令和4年1月
8. スケジュール	令和3年4月～登録店舗募集 5月～商品券販売、使用
9. 周知方法	・引換券を全世帯(市民)に送付 ・市ホームページ、新聞折込(しこちゅ～通信)

小売店等応援商品券事業

しこちゅ〜2021 プレミアム付商品券!!

- コロナ禍により消費が落ち込む中、全市民にプレミアム付商品券を販売し、消費を喚起することにより、あらゆる店舗に活気を与える。
- 事業期間 登録店舗受付
引換券送付～商品券販売 4月初旬～5月中旬(以降も、随時受付)
商品券使用期限 5月中旬～12月20日(月)
令和4年1月31日(月)
- 商品券 1冊5,000円分つづり[500円券×10枚] 販売価格3,000円(2,000円プレミアム)



2. 伝統産業等つくり手支援金給付事業

1. 担当課	経済部 産業支援課
2. 事業目的	日本一の紙のまちである本市の伝統産業及び地場産業に携わる事業者が新型コロナウイルス感染症による経営難となり、技能者の確保が厳しい中、地域の伝統産業等の継続的な維持発展に寄与することを目的とし、つくり手支援金を支給し支援する。
3. 事業費総額	3,200万円
4. 事業費内訳	支援金…3,200万円 (1事業者あたり、法人50万円、個人事業主10万円)
5. 事業内容	伝統産業（水引・水引製品、伊予手すき和紙）、地場産業（金封、結納品、書道半紙）を扱う事業者に対し1事業者当たり定額の支援金を支給します。
6. 対象者	市内に本店及び本社がある伝統産業及び地場産業の製造、加工及び卸売に携わっている事業者（個人事業主を含む。）。 ※80業者程度
7. 支給方法	口座振込
8. 申請受付期間	令和3年4月1日～令和3年6月30日（約3カ月間）
9. スケジュール	4月 申請案内 4月～6月 申請受付 5月～7月 支援金支給
10. 周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・該当者に個別に申請案内 ・市ホームページ

3. 医療機関感染対策等支援事業

1. 担当課	市民部 保健推進課
2. 事業目的	新型コロナウイルス感染症に対して、感染防止対策を講じながら、市民生活に欠かせない医療提供や健康増進に努めている市内医療機関等を対象に、感染対策等に要する費用等を支援する目的で本市独自の支援金を給付する。
3. 事業費総額	1 億円
4. 事業費内訳	支援金… 1 億円
5. 事業内容	市内の病院・診療所・歯科・薬局・助産院に対して、各業種分類等に応じて、基本額と加算額の合計金額を支給する。 【基本額区分】20万円～300万円 【加算額区分】加算なし～100万円 ※1次救急加算・稼働病床加算・医療従事者数加算・新型コロナウイルス予防接種協力加算・分娩加算
6. 対象者	市内の病院・診療所・歯科・薬局・助産院 (計140)
7. 支給方法	口座振込
8. 事業実施期間 (申請受付期間)	令和3年6月中旬～令和4年3月31日
9. スケジュール	6月上旬 周知 6月中旬 申請受付開始
10. 周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・個別に申請案内 ・市ホームページ、市報等

4. 介護サービス等事業経営維持応援金支給事業

1. 担当課	福祉部 高齢介護課・生活福祉課
2. 事業目的	新型コロナウイルス感染症の影響により悪化している経営状況を踏まえ、雇用の維持を図りつつ、引き続き事業継続の意向がある介護サービス等事業所に対し、応援金を支給する。
3. 事業費総額	6,770万円
4. 事業費内訳	補助金6,770万円 (高齢者福祉関係5,000万円、障がい者福祉関係1,770万円)
5. 事業内容	市内介護サービス等事業所に対し、サービス種類・規模別に5万円～100万円を支給する。
6. 対象者	市内介護サービス等事業所 (令和3年4月1日現在予定事業所数342) (1)介護保険法に基づく介護サービス事業所 (2)障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス事業所・児童福祉法に基づく障害児通所支援事業所 (3)老人福祉法に基づく養護老人ホーム・軽費老人ホーム・有料老人ホーム (4)高齢者住まい法に基づくサービス付高齢者向け住宅
7. 支給方法	口座振込
8. 事業実施期間 (申請受付期間)	令和3年4月1日～
9. スケジュール	周知期間 : 令和3年4月1日～ 申請受付開始 : 令和3年4月1日～ 随時支給
10. 周知方法	該当者に個別に申請案内

5. 感染症発生の場合における介護サービス等継続支援金支給事業

1. 担当課	福祉部 高齢介護課・生活福祉課
2. 事業目的	感染発生施設における更なる拡大防止、職員の負担軽減による雇用の維持及び介護サービス等事業の安定的な継続体制を確保するため、支援金を交付する。
3. 事業費総額	400万円
4. 事業費内訳	補助金…400万円
5. 事業内容	<p>介護サービス等事業所において感染症発生が確認された場合におけるサービス事業の継続を支援するため、当該発生施設及びサービス事業継続に協力を行う事業所に対して支援金を交付するもの。</p> <p>(1) 感染症発生が確認された市内介護サービス等事業所 感染者(利用者・従業者の合計) 1人当たり2万円</p> <p>(2) (1)の事業所に職員の派遣を行った事業所 派遣実人員/日当たり1万円</p> <p>(3) (2)の事業所の欠員を補充するため職員の派遣を行った事業所 派遣実人員/日当たり5千円</p> <p>※(2)(3)は派遣先事業所と同一・系列法人に属する事業所を除く。</p>
6. 対象者	介護サービス等事業所において感染症が確認された場合における市内各事業所
7. 支給方法	口座振込
8. 事業実施期間 (申請受付期間)	令和3年4月1日～
9. スケジュール	<p>周知期間 : 令和3年4月1日～</p> <p>申請受付開始 : 令和3年4月1日～ 随時支給</p>
10. 周知方法	該当者に個別に申請案内

6. 児童福祉施設等従事者慰労金給付事業

1. 担当課	福祉部 こども課
2. 事業目的	<p>保育所等は、子どもの重症化リスクは低いものの、子どもの密集や接触は避けられず、感染リスクは高い職場であること、感染症の流行している時期においても、社会の機能を維持するために就業しなければならない家庭のために、保育の提供を継続することが必要な施設であること、集団感染を発生させないための取り組みの徹底により、勤務する職員には心身に相当な負担がかかっている施設です。しかしながら、国の医療・福祉従事者への慰労金給付の対象外となっています。</p> <p>これらの状況を踏まえ、強い使命感を持って、業務に従事している職員に対し、市独自の取組みとして慰労金を支給します。</p>
3. 事業費総額	2,434万円
4. 事業費内訳	<p>慰労金…@3万円×798人=2,394万円 事務費…40万円(振込手数料)</p>
5. 事業内容	四国中央市内の児童福祉施設等で勤務する職員に対し1人当たり3万円の慰労金を支給します。
6. 対象者	<p>【対象施設】 四国中央市内にある保育園、認定こども園、認可外保育施設、幼稚園、小規模保育事業、事業所内保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、病児保育事業、その他市長が認めた事業を行う施設等</p> <p>【対象者】 愛媛県の特別警戒期間の令和3年1月8日から3月1日までの間、四国中央市内の対象施設等において、児童と接触を伴う業務に通算10日以上勤務した方になります。なお、職種や勤務形態(正規・非正規職員)、勤務時間等は問いません(ただし、本慰労金と同様の趣旨で、国や自治体から他の慰労金の給付を受けた方は対象から除きます)。</p>
7. 支給方法	口座振込
8. スケジュール (申請受付期間)	令和3年4月1日～令和3年7月30日(4カ月間)
9. 周知方法	対象施設より個別に申請案内